

安全保障理事会決議 1840(2008)

2008年10月14日、安全保障理事会第5993回会合にて採択

安全保障理事会は、

ハイチに関する従前の諸決議、とりわけ、決議1780(2007)、1743(2007)、1702(2006)、1658(2006)、1608(2005)、1576(2004)および1542(2004)を再確認し、

ハイチの主権、独立、領土保全および統一への安保理の強力な公約を再確認し、

ハイチ政府への安保理の支援を再確認し、ミシェル・ピエール＝ルイ首相の内閣の最近の成立、そしてハイチにおけるガバナンス、安定および民主制の提供に向けた措置として、また長期の改革の過程を軌道に乗せる新しい機会として、議会による政府の一般政策宣言の承認を歓迎し、

民主的対話を強化し、最も広範かつ最も包括的かつ可能なコンセンサスと作り出すことを、ハイチ政府およびそのほかの関連するすべてのハイチの政治的、社会的、経済的関係者に奨励し、国家の課題において、最も優先度の高い問題に取り組むガバナンスおよび国家の能力を強化するために、関連するハイチの関係者の中での、ハイチ政府のリーダーシップおよび不断の政治的意志が必要であることを認識し、

現在のハリケーンの季節の間にハイチの人々が被った惨害、農業および社会資本部門に対する即座、中期および長期の損害およびハイチの安定および治安状況への影響を認識し、

人道支援の輸送を調整しまた回復の取り組みを開始するために政府が直面する課題ならびに災害および危機削減戦略を確立する必要性を認識し、

地球規模の食糧および燃料価格の高騰がハイチにおける包括的な安定化過程に対して多大な脅威を与え続けており、また政治、安全人道、社会、経済および開発の各分野に悪影響を与えていることを確認し、この点に関して、国際社会に対しハイチを支援し続けることを奨励し、

ハイチにおける課題の相互関連性を認識し、治安、法の支配および制度改革、国民的和解ならびに開発の持続的な向上が相互に補強しあうことを再確認し、これらの諸課題に向けたハイチ政府および国際社会の継続的努力を歓迎し、またこれら課題に取り組むハイチ

政府および国際社会の継続した取り組みを歓迎し、

人権の尊重、法手続および犯罪行為への対処ならびに不処罰との決別が、ハイチにおける法の支配および治安を確保するために不可欠であることを認識し、

安全かつ安定した環境を確保とするためにハイチ政府を支援し続ける国際連合ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）を称賛し、2008年4月に生じた暴力を再び憂慮し、安全保障理事会は生命の損失とMINUSTAHの施設および国際連合の要員に対する攻撃への深い悲しみを繰り返し表明し、MINUSTAHによってとられた措置を称賛し、MINUSTAHの部隊および警察要員ならびに彼らの国に対して感謝を表し、また任務中に負傷しあるいは殺害された者に対して敬意を表し、

安全状況について最近の月における改善を確認し、しかし安全状況がまだまだ脆弱であることに留意し、

ハイチの領土および領海の境界を効果的に管理し確保とすることにおいて、またそれら境界を確保とすることの共通の利益に調和して、ハイチおよび近隣ならびに地域の国家間の協力の重要性を強調し、

国際的に違法な人身、麻薬および武器の取引は、ハイチの安定に悪影響を及ぼし続けることを強調し、

ハイチの安定化および復興の進行中の過程における地域機構の役割を強調し、MINUSTAHに対して米州機構（OAS）およびカリブ海共同体（CARICOM）と密接に働き続けることを求め、2008年8月29日のハイチに関する協議グループ2x9の共同コミュニケ（S/2008/640）に留意し、

信頼ある、能力的に高い、透明性のあるガバナンスを構築する重要性を強調し、ハイチ政府に対して国家制度をさらに強化することを奨励し、

長期にわたる公判前勾留に関する諮問委員会の最初の勧告を歓迎し、この問題に対するさらなる取り組みおよび超過密刑務所の問題に効果的また時宜にかなった方法において取り組むことへの強力な支援を表明し、

ハイチ政府に対して、国際社会との調整において、とりわけ2006年8月8日にハイチ政府によって採択されたハイチ国家警察（HNP）改革計画において求められた、司法分野改

革を推進し続けること、また主要な司法および矯正制度の改革の努力の強化を求め、

ハイチの復興および安定化の重要な側面である、司法制度の近代化および司法へのアクセスの改善を含む、国家制度司法改革計画に従って司法制度の強化に向けた当初の措置を取ることを歓迎し、

新しい選挙法の採択を歓迎し、また来るべき選挙の観点からその早期の履行を模索し、またハイチの選挙人登録を更新する OAS の支援を歓迎し、援助国およびハイチのパートナーならびに地域機構また MINUSTAH および国際連合システムの継続した支援とともに、ハイチの当局に対して、恒久的かつ効果的な選挙制度を設立し、またハイチの憲法および法律上の条件に合致する選挙を行うことを求め、

仕事を創出し基本的な社会サービスを提供する、きわめて効果的かつ目に見える形での労働集中プロジェクトの即座の履行の必要性を強調し、

人道上のおよび災害で被害を受けた人々のその他の要求に対応するために、ハイチ当局および国際社会と MINUSTAH により支援された国際連合システムの貢献によって始められた取り組みを確認し、またこの点に関して、援助国およびハイチのパートナーの中で、またハイチ政府と、さらに国際連合システム内で、完全に調整されるべき将来の行動、将来の行動の重要性を強調し、

国際的な援助国とハイチのパートナーの長期的な公約の重要性を確認し、彼らに対して支援の水準を強化し続けることを奨励し、

とりわけ国際協力の調整において、ハイチ政府および同国の諸制度の能力を強化する必要性を強調し、

2008 年 8 月 27 日の事務総長報告書 S/2008/586 を歓迎し、

これまで達成された進展にもかかわらず、ハイチにおける事態が、地域における国際の平和と安全の脅威を構成し続けることを決定し、

決議 1542 (2004) の主文第 7 項の第 1 節に述べられているように、国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 安保理決議 1542 (2004)、1608 (2005)、1702 (2006)、1743 (2007)、および 1780

(2007)に含まれているように、MINUSTAH の職務権限を 2009 年 10 月 15 日まで、さらなる更新の意図を持ちつつ、延長することを決定する。

2. 決議 1780 (2007) に従い実行されるミッションの再構成に安保理の満足を表明し、ハイチ国家警察の訓練を更に強化する必要性を含む、MINUSTAH の編成を調整し、現場における変化する状況および優先度を反映したその活動を再編成する必要性を考慮して、計画されたハイチ国家警察の能力の実質的増加が、状況の再評価を可能とするまえ、現在のミッションの編成を維持する、事務総長報告書 S/2008/586 の第 20 項で彼により為された勧告を了とする。
3. したがって、MINUSTAH が全階級の最大 7,060 名の部隊からなる軍事部門によりまた警察が合計 2091 名の警察官からなる警察部門により構成され続けることを決定する。
4. 同国の安定化に関するあらゆる面でのハイチ政府および国民の主体的取り組みと第一義的な責任を認識し、また、この点に関して同政府の努力を支援する MINUSTAH の役割を認識し、MINUSTAH の持続的な成功にとって不可欠である、ハイチ政府の能力を強化するための国際的な支援をハイチ政府が十分に活用し続けるよう奨励する。
5. 特に、ハイチ政府との密接な協力において安定化およびガバナンスの改善と関連する取り組みにおける、事務総長特別代表への完全な支援を表明し、ハイチにおける国際連合の機関、基金および計画のすべての活動の調整および実施における彼の権限を再確認する。
6. 事務総長特別代表の仲介も含め、ハイチで進行中の政治プロセスを支援し、また、ハイチ政府と協力し、包括的政治対話および国民的和解を促進し、来る選挙プロセス、とりわけ 2008 年 5 月 8 日の上院の 3 分の 1 の任期の終了によって空席となっていた上院の議席を充足するために、2007 年 11 月に実施が予定されていた選挙に対する後方および治安に関する支援を提供するという MINUSTAH への安保理の要請を再確認する。
7. 対話を通じての政治的相違を解決する重要性を確認し、事務総長特別代表に対して、民主的に選ばれた政治的制度が、成長および貧困削減の国家戦略ペーパー (DSNCRP) に記されている改革の作業を前進させつづけることを確実にするために、ハイチ政府とすべての関連する政治関係者との間の対話を促進することを奨励する。
8. あらゆる面での制度的能力構築のためのハイチ政府の努力に対する MINUSTAH の継続的な貢献を歓迎し、また、MINUSTAH に対し、その職務権限と一致する範囲で、あ

らゆる形態の犯罪と闘うためのハイチ当局による努力を考慮し、とくにポルトープランス以外で、主たる省庁および機関への特別な専門的知識の提供も含め、自立的国家制度を強化するような支援を拡大することを、求める。

9. MINUSTAH がハイチにおける治安を確保するために必要とみなす時に HNP に対するその支援を継続することを要請し、MINUSTAH およびハイチ政府が犯罪および暴力の水準を低下させるための調整された抑止活動をとり続けることを奨励する。
10. HNP 改革計画の実施における取組を改善し高める必要性を確認し、また MINUSTAH に対し、その職務権限と一致する範囲で、とくに警察要員の監視、指導教育、訓練、入念な検査および制度面ならびに運用面での能力の強化を支援することにより、HNP 改革計画に従いハイチの相手方に対する伝統的な法と秩序維持義務に対する地理的および機能的責任を積極的に如何するための包括的戦略に一致して、HNP の教官および顧問として任務を果たす十分な数の警察官を募集し、HNP の改革および再構築するハイチ政府を支援することに従事し続けることを要請する。
11. 隣国および地域諸国を含む加盟国に対し、MINUSTAH と連携し、国境を越えた人身、麻薬や武器の不法取引ならびに他の違法な活動に対処するためにハイチ政府と共に関与し、また同分野における HNP 能力の強化に貢献するように招請する。
12. 国家の能力構築を強調し、統合された国境管理手段を進めるため同政府の努力を支援する技術的専門知識を提供することを、MINUSTAH に対し要請し、また、この分野における同政府の努力に対する調整された国際的支援の必要性を強調する。
13. ハイチの海洋境界を保護し巡回するハイチ国家警察沿岸警備隊の責任を支援する、MINUSTAH の 16 隻の海上巡回船の即座の展開を歓迎する。
14. HNP による境界安全活動を支援し、海洋および陸の国境地域に沿って巡回するその取組みを継続する MINUSTAH の必要性を確認し、ハイチの陸および海洋の国境沿いの脅威を評価するためにハイチ政府および加盟国との討議を継続することを MINUSTAH に対して奨励する。
15. 国際連合国別現地チームに要請し、また、すべての関係者に、懸念される人々の生活条件を効果的に向上させることを目的とした活動とともに MINUSTAH の支援でハイチ政府によりとられた治安活動を補完することを求め、MINUSTAH にすぐに効果のでる事業を実施し続けることを要請する。

16. MINUSTAH からの要員または施設に対するあらゆる攻撃を非難し、人道支援、開発もしくは平和維持活動に従事している国際連合および関連要員もしくは施設または他の関係者に対して向けられた脅迫または暴力行為を行わないことを要請する。
17. 法の支配制度の改革に向け~~て~~取られた措置を歓迎し、この点に関して必要な支援を提供し続けることをMINUSTAHに要請し、ハイチ当局に対して、この支援を十分に利用すること、特に、主要な法制度の近代化および司法改革計画の履行、司法最高評議会の設立、裁判所の登録手続および事件運営の再組織化および標準化、ならびに長期にわたる公判前勾留の問題に対応する必要性について、奨励する。
18. また国家拘禁行政の戦略的計画の履行を奨励し、事務総長報告書 (S/2008/56)の第 42 項に言及されているとおり、とりわけ過密状態にある拘禁施設に対応するために、同ミッションの能力の強化を支援し、MINUSTAH に対して、矯正の要員への指導教育および訓練の支援においてまた制度上および活動上の能力強化に従事し続けることを要請する。
19. 武装解除・動員解除・社会復帰に関する国家委員会への支援および労働集約的事業、兵器登録制度の開発、武器の輸入および所有に関する現行法の改正ならびに兵器許可制度の改革および国家共同体政策原則の促進に関して努力を集中することを含む社会における暴力削減への対処方法の追求を継続することを MINUSTAH に要請する。
20. MINUSTAH の人権に関する職務権限を再確認しハイチ当局に人権を保護し促進するための努力を続けることを求め、MINUSTAH に HNP および矯正部門を含む他の関連機関に対し人権教育を提供し続けることを求める。
21. 蔓延したレイプや少女に対する他の性的虐待とともに、武器を用いた暴力によって影響を受ける子どもに対する重大な違反行為を強く非難し、また安全保障理事会決議 1325 (2000) 、1612 (2005) および 1820 (2008) の内容に従って女性および子どもの権利を保護し促進し続けることを MINUSTAH に要請する。
22. 事務総長に対して、すべての MINUSTAH 要員が、性的搾取・虐待を取り締まるという国際連合のゼロ・トレランス政策を完全に遵守することを確実にするために必要な措置を取り続け、また安保理に情報を提供し続けることを要請し、兵力提供国に対して自国の要員が関わる行動について適切に調査されまた処罰されることを確実にすることを促す。

23. MINUSTAH および国際連合国別現地チームに対して彼らの調整をさらに強化し、またハイチ政府および国際的パートナーと協調して、事務総長の統合計画においてハイチの安定のために必要不可欠と確認され、社会経済開発の分野において進展を達成し、またとりわけ最近のハリケーンによって引き起こされた緊急の開発問題に対応するため、成長および貧困削減の国家戦略ペーパー（DSNCRP）の履行においてより多くの効率性の確保を助けることを求める。
24. DSNCRP への支援を加えるためのハイレベルドナー会議の必要性を確認し、この点に関して、国際社会に対して、とりわけ援助国およびハイチのパートナーならびに多国間機構に対して、ハイチ当局との協力のもと、ハイチ当局のリーダーシップのもとで相互の責任に基づきながら、短期的な即座のニーズに、同様に中期および長期の復興の要求にも着目した効率的な援助調整制度を発展させ履行することを求め、また援助国およびハイチのパートナーに対して、ハイチの発展および安定への貢献として自らが支払いを約束した分の支払いを加速化させることを奨励する。
25. 通信および一般広報戦略において MINUSTAH よりなされた成果を歓迎し、その活動を継続し続けることを要請する。
26. ハイチにおける安定の統合に向けてなされた進展を評価する 5 つの達成条件と指針を発展させる、事務総長によってなされた作業を歓迎し、事務総長に対して、ハイチ政府との協議において、適宜 DSNCRP を考慮しつつ、提供された骨子に基づいて、統合計画の更新を継続し、また安保理に対して、事務総長の報告書において随時通知することを要請する。
27. 事務総長に対して、MINUSTAH の職務権限の半年毎の履行について、遅くとも期限満了の 45 日前までに、安保理に報告することを要請する。
28. また事務総長に対して、MINUSTAH の活動および編成、国際連合国別現地チームおよび他の開発の関係者との調整、ハイチにおける貧困削減および持続可能な開発の必要性を考慮しつつ、ハイチにおける安全に対する脅威の包括的な評価を報告書に含むこと、また適宜、MINUSTAH の編成を再編成する選択肢を提案することを要請する。
29. この問題に引き続き取り組むことを決定する。